

## 岐阜県新生児聴覚検査支援事業検討会設置要綱

### (目的)

第1条 岐阜県における新生児聴覚検査支援事業にかかる検査及び療育体制のあり方について検討を行うため、岐阜県新生児聴覚検査支援事業検討会（以下「検討会」）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 新生児聴覚検査（一次検査・精密検査）に関する事項
- 二 新生児聴覚障害児の療育体制に関する事項
- 三 モニタリング調査に関する事項
- 四 その他前各号に附随する事項

### (組織)

第3条 検討会は、別表に定める委員で構成する。

- 2 検討会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

### (職務)

第5条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 検討会は、県が必要に応じて、招集するものとする。

- 2 検討会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 県は、必要と認めるときは、検討会に別表以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第7条 検討会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第8条 検討会の事務局は、健康福祉部子ども・女性局子育て支援課に置く。

- 2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月 8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年9月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

別表

岐阜県新生児聴覚検査支援事業検討会名簿

【構成員】

	所 属
学識経験者	岐阜大学大学院医学研究科（耳鼻咽喉科学分野）
	岐阜大学教育学部特別支援教育講座
岐阜県医師会	岐阜県医師会代表
岐阜県産婦人科医会	岐阜県産婦人科医会代表
医療機関代表	岐阜県総合医療センター新生児科代表
医療機関代表	赤井耳鼻咽喉科医院 代表
療育機関代表	みやこ園代表
市町村代表	市町村保健活動推進協議会保健師部会

【オブザーバー】

教育機関代表	岐阜県立岐阜聾学校代表
保健所代表	岐阜県保健所長
保健所代表	岐阜県保健所母子保健担当者代表
子ども相談センター	岐阜県中央子ども相談センター代表
岐阜県障害福祉課	障害福祉課長

（敬称略、順不同）